

富士川町立図書館について

よだ てつや
依田 哲哉

富士川町 管財課 財産管理担当 主幹

1 はじめに

山梨県富士川町は、甲府盆地の南西部に位置し、西には楯形山や源氏山などの2,000m級の山々がそびえ、それらを源とする戸川や大柳川などが町を横断し人々の生活を潤してきた。町名の由来となった日本三大急流の一つである富士川は、笛吹川、釜無川等がこの地で合流し本流となっている。町の約81%が森林で、農用地が約4%、宅地が3%を占めており、緑豊かな環境となっている。

人口は約14,000人で、古くは、富士川舟運を中心とした物資の往来や身延山参詣など、人の行き来の拠点として栄え、物資の輸送や人々の足が鉄道や自動車に代わった現代でも、静岡と甲府あるいは長野方面を結ぶ交通の要衝となっている。また、令和9年開業予定のリニア中央新幹線は、本町の北部から南西側に横断する計画であり、広域交通アクセスの一層の向上が期待されている。

2 富士川町の公共施設管理について

富士川町は、平成22年3月に旧増穂町ますほと旧鵜沢町かじかが合併し、施設は旧町から引き継がれたため、用途が重複する施設を数多く保有していた。また、それらの施設は、高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて多く整備されたことから、老朽化や耐震化の改修整備が喫緊の課題となっていた。

施設の保有状況は、平成27年度時点で160施設、総延べ床面積101,998㎡と、住民1人当たりの延べ床面積は全国平均の1.25倍になっていたことから、施設機能が類似した施設等の維持管理費を削減するため、公共施設全体の保有総量を抑制する必要があった。

それに対し、町の財政状況は、生産年齢人口の減少に伴う個人住民税の減少や、少子高齢化による義務的扶助費の増加など、厳しい財政状況が続くことが見込まれ、従来から行っている施設の維持更新では費用が増加し、町の財政を圧迫し、他の行政サービスに重大な影響を及ぼすことが予想された。

こうしたことから、中長期的な視点に立ち、地域バランスに配慮しながら、計画的、戦略的な公共施設の総合管理に取り組み、後年度の財政負担の軽減、平準化を図るために、平成27年に公共施設再配置計画、平成28年に公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の集約、再配置整備が進められた。

3 役場庁舎整備

2町合併後の富士川町では行政系施設が、役場本庁舎、分庁舎、東別館、保健福祉支援センター、上下水道事務所、教育文化会館の6カ所に分散していたため、次のような問題点があった。①利用者にとってはワンストップ窓口に対応できず、行政効率の低下を招いている。②建物、設備の経年劣化が目立ち、建物自体の耐用年数が迫っている。③更なる行政需要の拡大に対応するには規模が限界である。④相談者に対するプライバシーの保護やバリアフリーへの対応が不足している。⑤防災拠点として必要な耐震性を満たしていない。

こうしたことから、公共施設再配置計画において庁舎の整備を決め、平成28年に「新庁舎整備基本構想」、平成29年に「新庁舎整備基本計画」を作成し、平成30年に基本設計業務を行った。令和

元年度、実施設計業務の際には、県内の市町村では初の試みとなる設計 VE(バリューエンジニアリング)の手法を取り入れ、基本設計時より建設コストの減額に加え、将来の維持管理費の節約につなげる設計とすることができた。令和3年に敷地造成工事を発注し、同年8月から建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事に着手した。令和4年12月、敷地面積7,346.24m²、延床面積4,790.45m²、プレストレスト鉄筋コンクリート造の地上3階、一部地下1階の庁舎が完成し、同月、分散した施設から新庁舎へ移転しプレオープンした。その後、新庁舎を使用しつつ、同敷地内の旧本庁舎を解体し、来客者用駐車場等の外構工事を行い、令和5年12月グランドオープンを迎えた。

新庁舎の特徴では、分散していた六つの行政機能を統合し、業務・意思決定の効率化、利用者の利便性向上が図られ、窓口業務を一元化したワンストップサービスが可能となった。また、全館ユニバーサルデザインとなり、高齢者や障害のある方にも利用しやすい庁舎となった。

次に、近年の集中豪雨による浸水被害や、将来予想される東海地震、南海トラフ巨大地震から、耐震強度Ⅰ類(重要度係数1.5)を確保し、敷地内にはマンホールトイレを設置している。

3点目に環境にやさしい庁舎とした。創エネ対策として太陽光発電パネル、蓄電池設備の設置、



写真1 富士川町新庁舎

省エネ対策としてLED照明等の高効率な機器を採用、外断熱、屋根断熱、床断熱、Low-e ガラスの採用、地中熱空調システムと空調負荷を低減する換気設備を導入した。それらによって、庁舎で消費する年間一次エネルギー収支をプラスマイナスゼロに近づけることを目標とした、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル(ZEB)の認証を県内の公共建築物では初めて受け、庁舎の年間一次エネルギーを62%削減でき、将来にわたる維持管理費の抑制が図られた。また、このことから、環境省が実施する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業)のレジリエンス強化型 ZEB 実証事業の交付を受けている。

今後は、新庁舎に対する経費はもちろんのこと、統合後の空き施設の使用や解体費用などが課題となっている。

4 シビックコア地区整備

シビックコア地区制度は、官公庁施設を核とする魅力あるまちづくりの推進施策であり、市町村等地方自治体の策定する計画に基づき、関連都市整備事業との整合を図りつつ、官公庁施設等との総合的かつ一体的な地区整備事業について、地方整備局の同意を得て策定実施する制度である。平成18年、旧鰯沢町において国土交通省関東地方整備局の同意をいただき、シビックコア地区整備計画を策定した。

この整備計画では、鰯沢地区商店街(県道42号線沿い)の賑わいの核となる鰯沢病院跡地(合同庁舎整備敷地)を中心に、鰯沢小中学校、児童センターの教育施設を含む約40haを範囲として設定した。

行政、教育、文化などの機能が集約され、日常的な生活の利便性が向上し、官公庁施設と地元商店街などが連携したまちづくりを進める区域として設定したものである。鰯沢地区の地域資源や歴史を踏まえた上で、関連する都市整備事業との整

合を図りながら、賑わいと憩いのあるコミュニティゾーンを形成していくことが求められた。

こうしたことから、国道52号を經由し鯉沢地区商店街にいたる町道中田1号線を整備し、病院跡地周辺敷地に国の出先機関(検察庁、法務局、税務署、公共職業安定所、労働基準監督署)を集約することで、地域住民だけでなく行政サービス利用者にとっても利便性が向上し、賑わいを創出する交流拠点となること、併せて、中心商店街に足りない住民同士の交流や情報発信の場、備蓄倉庫などの防災機能を兼ね備えた施設となる計画とした。

5 町立図書館と国施設の合築

これまで町の図書室は、昭和52年に旧増穂町民会館(現本庁舎東別館)に開設していた。しかし、公民館図書室であったため、延べ床面積164m²、蔵書数約30,000冊、町民1人当たりの蔵書数1.9冊と県平均5.7冊を下回り、閲覧室や学習コーナーのない小さい施設で、公立図書館としての要件を満たしていなかった。それらに加え耐震性が不足している施設であり老朽化が進んでいたことから、喫緊の課題として図書館整備が望まれていた。



図1 シビックコア地区

平成28年度、関東地方整備局によるシビックコア地区への合同庁舎事業化決定にあたり、町では、平成27年度に「町立図書館基本構想」を策定し、10万冊の収蔵を可能とするとともに、生涯学習・情報発信拠点、地域文化・伝統文化拠点としての「学べる地域の図書館」、子育て世代、乳幼児・児童生徒が気兼ねなく学ぶことができ、子供の感性や人間性を育む読書活動の推進、子供の交流機会を提供する「子育て支援図書館」、利用者層に応じたサービスを充実し、開放的で親しみのある空間をつくり、足を運びたいくなる「楽しい図書館」の三つの柱を基本方針として、合同庁舎と連携した図書館施設整備を計画した。

町立図書館の役割は、地域活性化に貢献するコミュニティの中核施設の一つとして位置づけられ、個人の地域社会への自立的な参画の促進につながっていくことでもある。町民が図書館に来館し、資料を活用したり学習機会に参加することにより、個人や地域の課題解決につながることも考えられ、町民同士の交流やネットワーク構築に発展することで、図書館がまちづくりの一翼を担うことが期待される。さらにシビックコア地区整備の目標である、賑わいと憩いの場、交流の場の創出を図ることができ、地域と行政が連携したまちづくりに大きく貢献できる施設であり、地域に活力を与えることが期待される施設である。

平成30年から関東地方整備局、入居官署と町による「富士川地方合同庁舎事業調整会議」を毎月1回開催し、合同庁舎整備における必要事項を確認することを目的に基本設計、実施設計への合意事項、工事实施に関する事項などの協議を行ってきた。

その後、令和3年から合同庁舎の建設が始まり、令和5年3月に鉄筋コンクリート造、地上5階の庁舎が完成し、同年7月、庁舎1階に開架790.49m²、2階に閉架書庫119.91m²、計910.4m²、蔵書数一般書約31,000冊、児童書約14,000冊、地域



写真2 富士川地方合同庁舎



写真3 富士川町立図書館

資料約2,700冊、計約50,000冊の所蔵で、町立図書館を開館した。また館内には、学習席、閲覧席、授乳室、こどもトイレ、おはなしコーナーを整備した。同時に、災害時には周辺地区の避難場所として庁舎を使用することと、庁舎5階に防災倉庫の設置をすることで、単独で建設するよりも国との合築により経費の節減が図られた。

今後は、この合同庁舎が県南部の行政手続き等の拠点施設としての役割を果たすとともに、地域交流、地域活性化、情報発信施設として、人々が集う賑わいの空間が創出されることを期待する。

6 町と国の管理・運営について

富士川地方合同庁舎の管理庁は、東京国税局であるが、管理事務の実務は鰺沢税務署長へ委任され、日々の業務連絡等は、鰺沢税務署が各官署へ伝達・取りまとめを行っている。

合同庁舎の維持管理に関する委託業務の契約及び発注は、東京国税局が一括して行い、入居官署ごとに経費を分担、他の入居官署は支払いのみ行うため、手間のかかる委託業務から開放されている。また、合同庁舎の適正な維持管理を図るため、入居官署の管理者等で構成する連絡会議を設置し、施設維持管理業務の調整を図っている。本年8月にすべての官署が入居したことから、11月に第1回の連絡会議を開催したところである。

合同庁舎では、町立図書館と国出先機関5官署の合築施設であることから、防火管理業務として入居官署職員で構成する防火管理委員会を設置して、火災、地震、及びその他災害の対応を図っており、この防火管理委員会(自衛消防組織)は、入居する職員一人ひとりが防災意識を持つよう教育や訓練を受ける機会を設け、入居官署の連携を図っている。

合同庁舎には、国・町共会議室があることから、今後は、合築のメリットを活かし、入居官署に関する蔵書を充実するとともに、税務署や法務局などと図書館がコラボした専門講座を開催するなどして、各入居官署と図書館をより身近に感じてもらえるような運営を進めていきたい。

7 おわりに

今後、富士川町では、町内の二つの中学校の統合に伴う新校舎建設や、リニア中央新幹線側道整備などの大型事業が控える中、公共施設マネジメントは非常に重要である。

したがって、社会情勢の変化や住民ニーズに対応できるよう住民サービスの向上を創意工夫する中で、公共施設の現状把握やマネジメントの意義を職員一人ひとりが自覚し、十分理解した上で、コスト意識を持ったマネジメントに努めていきたい。